

災害発生時等の被害状況報告の手順

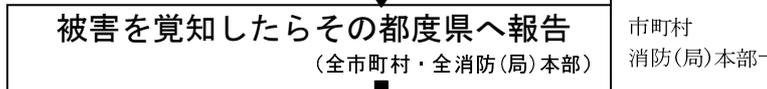
1. 県内で1市町村でも大雨警報、洪水警報または暴風警報（台風接近による場合は大雨注意報、洪水注意報または強風注意報）が発表された場合、または震度4以上の地震が観測された場合は、警報対象区域が拡大した場合等に備え、県内全ての市町村・消防（局）本部に対し、県からFAXで被害状況報告依頼（報告様式も添付）を送付する。
2. 大雨警報、洪水警報または暴風警報（台風接近による場合は大雨注意報、洪水注意報または強風注意報）が発表された市町村・消防（局）本部、または震度4以上の地震が観測された市町村・消防（局）本部は、被害を覚知した場合は、その都度、県に被害状況報告をFAXで送付する。
3. 上記2以外でも、県からFAXで被害状況報告依頼があった場合には、県が指定する時間までにFAXで被害状況報告を行う。この時、被害情報を把握していない場合でも、その旨をFAXで県に報告すること。
4. 警戒配備体制を終了する市町村・消防（局）本部は、必ず最後に「最終報」と明記した被害報告をFAXで県に送付するか、直近に送った報告を「最終報」とする旨、県に電話で連絡する。
5. 警報等が発表されていない市町村・消防（局）本部においても、災害による人的被害、建物被害等を覚知した場合は、速やかに県に報告する。

災害発生時等の被害状況報告の手順フロー図

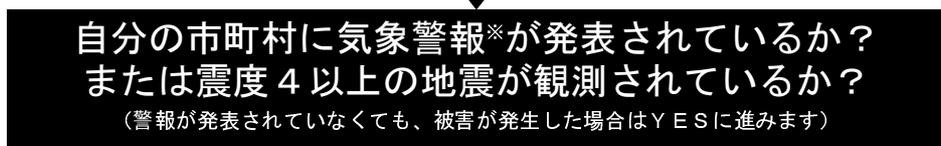
※台風接近による場合は
注意報



県から全市町村・全消防(局)本部に
被害状況報告依頼 (報告様式も添付)

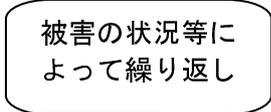


被害を覚知したらその都度県へ報告
(全市町村・全消防(局)本部)

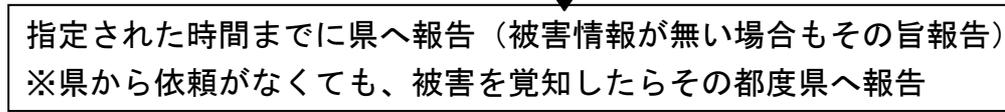


YES

※警報が注意報に切り替わった市町村・消防(局)本部についても、最終報を出されるまでは県から報告を依頼します



県から該当市町村・消防(局)本部に被害
状況報告依頼
(例: ○時現在の状況を○時○分までに
ご報告願います)



指定された時間までに県へ報告 (被害情報が無い場合もその旨報告)
※県から依頼がなくても、被害を覚知したらその都度県へ報告

